# 東京都大田児童相談所 会計年度任用職員
# （児童相談所心理職員）募集要項

| 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|
| 職名 | 会計年度任用職員（児童相談所心理職員） |
| 任用根拠 | 地方公務員法第２２条の２第１項第１号 |
| 採用予定人数 | １名 |
| 任用期間 | 令和８年１２月１日以降の任用日から令和９年３月３１日まで<br>※　任用後原則１月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。<br>※　任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、４回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。<br>※ なお、期間を定めた任用であり、令和９年４月１日以降の任用を保障するものではありません。 |
| 勤務職場 | 東京都大田児童相談所　一時保護所（東京都大田区内） |
| 職務内容 | 一時保護児童に対して、家族等の分離からの不安を取り除き、一時保護所で安心して癒される経験を積み重ね、大人との一対一の対人関係を築けるよう支援するとともに、今後の生活に前向きに取り組めるようサポートする。<br>（1）生活場面における面接<br>生活場面に入り、児童との気持ちの共有、集団が苦手な児童への対応、不満等への声かけや必要な対応を行う。<br>（2）行動観察<br>日常生活場面から児童の行動特徴を把握する。<br>（3）心理療法（個別ケア・心理教育的グループワーク）の実施<br>生活場面から見える児童の困り感や課題等について、児童が心理的な安定が得られ、保護所での生活に適応できるよう支援する。<br>（４）その他<br>観察会議の出席、保護所行事の参加、児童心理司からの依頼による検査の対応等 |
| 応募資格・求められる能力 | （1）学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者<br>（2）事務処理（Excel、Word等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有する者<br>（3）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者 |
| 勤務日数 | 月１６日 |
| 勤務時間 | １日7時間４５分<br>午前9時から午後5時４５分までまたは午前8時３０分から午後5時１５分まで<br>※　業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。 |
| 休憩時間 | 正午から午後１時まで |

| | |
|---|---|
| 休暇等 | （１） 有給<br>年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇<br>（２） 無給<br>病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業<br>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与<br>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。 |
| 報酬額 | 月額２０８，１００円（改定される場合があり）<br>通勤手当相当額を別途支給（上限１５０，０００円／月）<br>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 |
| 社会保険 | 共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用<br>※ 一定の要件を満たす場合 |
| 募集期間 | 随時募集 |
| 応募方法 | （１）応募書類<br>次の応募書類を電子メールで送付してください。<br>なお、応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。<br>ア 会計年度任用職員申込書（別紙）<br>※連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。<br>※正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合、写真データをメールに直接添付しても構いません。<br>イ 作文<br>課題 「心理職員として一時保護児童と関わるために留意することについて、あなたの考えを述べなさい。」（字数 ８００字程度）<br>（２）申込先<br>送付先メールアドレス：S1144601@section.metro.tokyo.jp<br>送付時の件名：会計年度任用職員採用選考応募（心理職員）<br>※ 郵送又は持参による応募は受け付けていません。<br>※ 申込みを確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。 |
| 選考方法 | （１）第一次選考（書類選考）<br>（２）第二次選考（面接）<br>※ 合否結果については、本人宛郵送により通知します。<br>※ 電話連絡をさせていただく場合もございます。<br>※ 選考経過及び結果に関するお問合せには、一切対応できませんので御了承ください。 |

| | |
|---|---|
| 特記事項 | ○ 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。<br>○ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。<br>○ このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。 |
| 問合せ先 | 〒１４３－００１５　東京都大田区大森西２－３－２２<br>東京都大田児童相談所連携推進課管理担当<br>電話：０３－５７６３－５３６４ |